

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和35年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月26日から同年8月1日まで

亡き夫は、昭和25年12月1日にA社に就職し、62年5月1日に退職するまで継続して勤務しており、年金記録に空白期間は無いと考えるので記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年7月26日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和35年8月のオンライン記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和35年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月26日から同年8月1日まで
昭和23年5月14日にA社に就職し、58年11月1日に退職するまで継続して勤務しており、年金記録に空白期間は無いと考えるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の保管する申立人に係る職員名簿から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年7月26日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和35年8月のオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和35年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月26日から同年8月1日まで
昭和31年8月1日にA社に就職し、58年11月1日に退職するまで継続して勤務しており、年金記録に空白期間は無いと考えるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年7月26日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和35年8月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和35年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月26日から同年8月1日まで

亡き夫は、昭和23年8月22日にA社に就職し、58年11月1日に退職するまで継続して勤務しており、年金記録に空白期間は無いと考えるので記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年7月26日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和35年8月のオンライン記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和35年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月26日から同年8月1日まで

亡き夫は、昭和31年6月1日にA社に就職し、62年5月1日に退職するまで継続して勤務しており、年金記録に空白期間は無いと考えるので記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年7月26日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和35年8月のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

岡山国民年金 事案 993

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年11月まで

申立期間を含む昭和48年4月から51年6月までの期間については、A事業所の臨時職員として勤務していたため、国民年金に加入していたと記憶している。申立期間については、国民年金の未加入期間とされているが、保険料を納付していたはずであり、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の居住するB町（現在は、C市）が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人の資格取得日は昭和50年12月15日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金に加入したと主張する昭和48年4月から国民年金手帳記号番号が払い出されている50年12月まで同一の町に居住しており、仮に申立人が主張する48年4月を資格取得日として国民年金手帳記号番号が払い出されていたのであれば、50年12月に別の国民年金手帳記号番号が払い出される可能性は低いものと考えられる上、加入手続及び納付についての記憶が明確ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から平成元年 1 月まで

昭和 57 年 1 月頃に、A 市から B 市に越してきた時に、B 市役所で国民年金の加入を勧められたため手続を行い、平成元年まで同市役所の時間外窓口や C 銀行で納付していた。国民年金保険料額については記憶していないが、こんなことになるとは思わなかったので領収書は保管していない。未納となっていることに納得がいかないので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 1 月頃に B 市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、外国人記録調査書によれば、申立人は、申立期間のうち昭和 57 年 1 月から 60 年 10 月までの期間及び 63 年 5 月から平成元年 1 月までの期間については別の市に居住していたことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後の同年 4 月 6 日に払い出されていることを踏まえると、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、この時点では、申立期間の大部分の国民年金保険料は、既に時効により納付することができないほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成元年 1 月まで B 市役所の時間外窓口で保険料を納付していたとしているが、同市の回答によれば、申立人が主張する当該窓口は昭和 60 年 2 月に開設されたとしていることから、申立期間のうち 57 年 1 月から 59 年 3 月までの保険料を当該窓口で支払うことはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は保険料納付を自身で行ったとしているが、納付額等を記

憶しておらず申立期間に係る保険料の納付状況は明らかではないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 43 年 12 月 31 日まで
申立期間について、A社（後に、B社）C営業所及び同社D支社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社に係る元同僚の証言から、申立人は申立期間のうち昭和 42 年 5 月 22 日から 43 年 5 月 25 日まで同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社から経営の譲渡を受けたE社は、経営の譲渡を受ける前のA社に係る資料は無いことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の届出及び給与からの保険料の控除について不明である旨回答している。

また、A社が加入していたF厚生年金基金は平成 15 年 12 月 26 日に解散しており、加入員記録を引き継いだ企業年金連合会は、同基金から引継を受けた記録の中に申立人の記録は無い旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、A社の元同僚からは、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1694

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 16 日から同年 8 月 28 日まで
申立期間において、A社で勤務していたが、保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立てに係る事業所が保管する労働者名簿から、申立人は、申立期間において、申立てに係る事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持していない上、申立てに係る事業所に勤務していた元従業員から、申立人の厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料控除についての証言は得られない。

また、申立てに係る事業所は、申立人とは短時間労働の雇用契約をしている上、入社後3か月間は試用期間であるため、社会保険の被保険者となる届出をしておらず、保険料も控除していない旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金に加入しており、平成13年4月から同年9月まで申請免除の記録が確認できる上、居住する市において、同年3月19日から同年10月2日まで国民健康保険に加入している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月頃から33年8月頃まで
申立期間のうちの何年かの期間、A事業所又はB事業所（現在は、C社）で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所の名称、勤務していた期間及び当時の同僚について明確に記憶しておらず、申立人の勤務実態を確認することはできない。

また、C社は、申立人の勤務実態及び保険料控除は不明である旨回答している上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、A事業所及びB事業所と類似する名称の適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の記録は無く、このほかに申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 1 日から 35 年 9 月 28 日まで
② 昭和 35 年 9 月 28 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①について、A社における昭和 34 年 8 月から 35 年 8 月までの標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されている。昭和 34 年 8 月頃にB係に配属されてからは、2万円から2万 5,000 円程度の給与が支給されていたはずであるので、同期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間②について、昭和 35 年 9 月 28 日から同年 9 月 30 日までは有給休暇を取得し、同日付けでA社を退職したはずであるので、同期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、同期間の標準報酬月額について、実際の給与支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、A社は、昭和 62 年 3 月に適用事業所ではなくなっている上、同事業所の閉鎖登記簿謄本では当時の事業主を特定することができないことから、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人と同じ時期にB係に配属されたとする同僚の標準報酬月額は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を昭和 35 年 2 月に喪失するまで申立人と同額であったことが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されたような形跡は無く、事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、同期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、前述のとおり、A社は、昭和62年3月に適用事業所ではなくなっている上、同事業所の閉鎖登記簿謄本では当時の事業主を特定することができないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同じくBに従事していた従業員（当時）から聴取しても、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできない。

このほか、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。